

令和8年5月27日

各信用金庫
健康保険事務ご担当者様

近畿しんきん健康保険組合

入院時食事療養費・入院時生活療養費の改正について

平素は、当組合事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」が令和8年3月5日に告示され、同年6月1日から適用されます。これにより、令和8年6月1日から入院時の食費（入院時食事療養費・入院時生活療養費）が下記のとおり引き上げられます。

入院時食事療養費

区分		1食あたり負担額	
		令和8年6月1日から	令和8年5月31日まで
一般の方（下記以外の方）		550円	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方（市町村民税非課税世帯を除く）		330円	300円
低所得者Ⅱ （市町村民税非課税）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円	240円
	過去1年間の入院期間が91日以上	220円	190円
低所得者Ⅰ（市町村民税非課税かつ年金収入80.67万円以下等）		130円	110円

入院時生活療養費

区分	令和8年6月1日から		令和8年5月31日まで	
	食費 （1食につき）	居住費 （1日につき）	食費 （1食につき）	居住費 （1日につき）
一般の方（下記以外の方）	550円	430円	510円	370円
難病患者等	330円	0円	300円	0円
低所得者Ⅱ（市町村民税非課税）	270円	430円	240円	370円
低所得者Ⅰ（市町村民税非課税かつ年金収入80.67万円以下等）	160円	430円	140円	370円

（お問合せ先）

近畿しんきん健康保険組合

〒601-8112

京都市南区上鳥羽勸進橋町29-2山幸ビル5階

TEL：075-671-5386